



茨城県報

第 2778 号

平成28年3月24日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 公立高等学校新增設建物整備費補助金等の交付を受けて取得等した財産の処分に係る積立金に関する取扱規則 (財政課) 2

(公 安 委 員 会)

- 茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 3

(人 事 委 員 会)

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) 4
- 湖沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型 (環境対策課) 4
- 受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (2件) (障害福祉課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 5
- 家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求 (畜産課) 6
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課) 6
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村計画課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) 7
- 海岸保全区域の指定 (河川課) 8
- 土砂災害警戒区域等の指定 (河川課) 10
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 17
- 都市計画事業の変更の認可 (公園街路課) 18
- 事業計画の変更の認可 (4件) (下水道課) 18
- 土地改良事業の認可 (農林事務所) 21
- 土地改良事業の工事の完了 (農林事務所) 21

(教 育 委 員 会)

- 茨城県立歴史館資料取扱要項の一部改正 21

公 告

- 農用地利用配分計画の認可 (農業経営課) 24

●公共測量の終了(用地課)	25
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)	25
●軽油引取税に係る免税証の無効(県税事務所)	26
●入札公告(つくば地域振興課)	26
(病 院 局)	
●入札公告	28
規 程	
(企 業 局)	
●茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程	31

規 則

茨城県規則第12号

公立高等学校新增設建物整備費補助金等の交付を受けて取得等した財産の処分に係る積立金に関する取扱規則を次のように定める。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

公立高等学校新增設建物整備費補助金等の交付を受けて取得等した財産の処分に係る積立金に関する取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国から公立高等学校新增設建物整備費補助金又は公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)(以下これらを「補助金」という。)の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産の処分(有償の譲渡に限る。次条において同じ。)による収入に係る茨城県資金積立基金条例(昭和39年茨城県条例第7号。以下「条例」という。)第2条の規定により設置された茨城県財政調整基金(以下「基金」という。)への積立て等に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合には、条例別表茨城県財政調整基金の項目的及び積立ての欄に規定するその他知事が必要と認めた金額として、次に掲げる額のうちいずれか低い額(以下「積立金」という。)を基金に積み立てるものとする。

- (1) 当該財産について交付を受けた補助金の額に当該補助金の交付の対象となった面積(以下「補助面積」という。)のうち処分に係る面積(以下「処分量」という。)を補助面積で除して得た割合を乗じて得た額に処分制限期間(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき文部科学大臣が当該財産について定めた期間をいう。以下同じ。)の年数から経過年数(当該財産を処分する日の前日の属する年度から当該補助金の交付の対象となる事業の完了した日の属する年度までの年度の数进行う。)を差し引いて得た数を処分制限期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)
- (2) 譲渡額(当該財産を含む学校施設を処分する場合には当該学校施設の処分による収入の額をいい、当該財産のみ処分する場合には当該財産の処分による収入の額をいう。)に処分量を譲渡面積(当該財産を

含む学校施設を処分する場合には当該学校施設の処分に係る面積をいい、当該財産のみ処分する場合には当該財産の面積をいう。) で除して得た割合を乗じて得た額に補助率 (当該財産の処分に係る取得又は効用の増加に係る事業における国の補助率をいう。) を乗じて得た額 (1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)

(処分)

第 3 条 前条の積立金及び積立金の運用から生ずる収益 (以下「積立金等」という。) については、条例別表茨城県財政調整基金の項処分の欄に規定するその他知事が県財政の運営上特に必要と認めるときとして、県立の中学校、中等教育学校 (前期課程に係るものに限る。) 又は特別支援学校の施設の整備のための経費に充てるときに限り、処分することができるものとする。

(管理)

第 4 条 積立金等については、基金に積み立てられた額のうち積立金等を除く額と区別して管理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、積立金等の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

**茨城県公安委員会規則第 3 号**

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 24 日

茨城県公安委員会委員長 今 高 博 子

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則 (昭和 53 年茨城県公安委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 一般国道 408 号の項中「つくば市榎戸 482 番地先まで」の次に「、つくば市榎戸 482 番地先からつくば市松代二丁目 104 番地先まで」を加える。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 7 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 (平成 14 年茨城県人事委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 2 項を削り、第 3 項から第 29 項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 30 項中「公益財団法人中小企業振興公社」を「公益財団法人茨城県中小企業振興公社」に改め、同項を第 29 項とし、第 31 項から第 43 項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 44 項を削り、第 45 項を第 43 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

(44) 一般財団法人自治体国際化協会

別表第 1 中第 46 項から第 52 項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 53 項及び第 54 項を削り、第 55 項を第 52 項とする。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第 340 号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成 21 年茨城県条例第 35 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成 28 年 3 月 24 日

茨城県事 橋 本 昌

指定番号	種類	題名	配給会社
3258	映画	変態芸術 吸いつく結合	オーピー映画
3259	映画	汗ばむ美乳妻 夫に背いた昼下がり	オーピー映画
3260	映画	淫欲開花！魅惑のラブハウス	オーピー映画
3261	映画	華魂 幻影	渋谷プロダクション
3262	映画	人妻 G スポット たまらない快感	新東宝映画

茨城県告示第 341 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年茨城県告示第 13 号で告示した澗沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型を次のとおり改め、公布の日から施行する。

平成 28 年 3 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

澗沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

水域名	水域の範囲	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成 31 年度)
澗沼	澗沼全域	B	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	COD 6.8mg/l
		IV	同上	全窒素 1.8mg/l 全りん 0.087mg/l

(注) 「該当類型」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 2 1 (2) 湖沼ア及びイの表に掲げる類型をいう。

茨城県告示第 342 号

母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）第 15 条第 1 項の規定により、次の者を平成 28 年 3 月 16 日に受胎調節実地指導

員に指定した。

平成28年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 荒井 幸子

住 所 茨城県坂東市小山1185番地 2

茨城県告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811600253	障害者日中活動支援センター	笠間市鯉淵6342番地29	渡辺福祉サポート株式会社	笠間市鯉淵6342番地29	平成28年4月1日	就労継続支援B型

茨城県告示第344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812100204	NPO 法人 らぼーる朋 共同作業所ふれ あい	ひたちなか市馬渡 1141-6	特定非営利活動 法人らぼーる朋 あい	ひたちなか市馬渡 1141-6	平成28年 3月1日	自立訓練 (生活訓練)

茨城県告示第345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年 3 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー利根店

北相馬郡利根町四季の丘1丁目16の1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成28年2月25日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都品川区東五反田2丁目10番2号

(変更後) 東京都中央区銀座8丁目13番1号

(3) 届出年月日

平成28年2月15日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第346号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条第1項の規定に基づき、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場（原則として飼養羽数100羽以上の農場に限る。ただし、だちょうの場合は10羽以上）の所有者に対し、次のとおり報告を求める。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施の区域

県下一円

3 報告すべき事項

(1) 飼養羽数

(2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザまたは低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

4 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

5 報告期限

各農場の毎月の飼養羽数及び死亡羽数について、翌月10日までに報告する。

また、高病原性鳥インフルエンザまたは低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。

6 その他

報告先は所轄家畜保健衛生所とする。

茨城県告示第347号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、

同法第113条の2第2項の規定により告示する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

加入区	漁業協同組合	県報登載日	告示番号
平潟	平潟漁業協同組合	平成24年3月8日	茨城県告示第251号
川尻	川尻漁業協同組合	平成24年3月8日	茨城県告示第252号
会瀬	久慈町漁業協同組合会瀬支所	平成24年3月8日	茨城県告示第253号
久慈	久慈町漁業協同組合	平成24年3月8日	茨城県告示第254号
久慈	久慈浜丸小漁業協同組合	平成24年3月8日	茨城県告示第255号
大洗	大洗町漁業協同組合	平成24年3月8日	茨城県告示第256号

茨城県告示第348号

平成20年12月28日付けで計画を確定した県営谷原西部地区土地改良事業（一般農道整備事業）については、平成28年1月18日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成28年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 稲敷阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
稲敷郡阿見町大字追原字味噌作652番6から	旧	メートル 最大 19.6 最小 13.5	メートル 248	
		新		
稲敷郡阿見町大字追原字台畑1334番3まで			248	一部区域除外及び一部区域追加

茨城県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 十王里美線
- 2 供用開始の区間 日立市十王町友部赤岡3103番1地先から
日立市十王町友部原ノ坊2745番35まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月30日

茨城県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 稲敷阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷市犬塚字南田台673番7から
稲敷市犬塚字堂地1253番7まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月28日

茨城県告示第352号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定区域

県名	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長
茨城県	茨城沿岸	茨城港日立港区	久慈地区	5,269.0m
			留地区	1,488.3m

別紙平面図のとおり

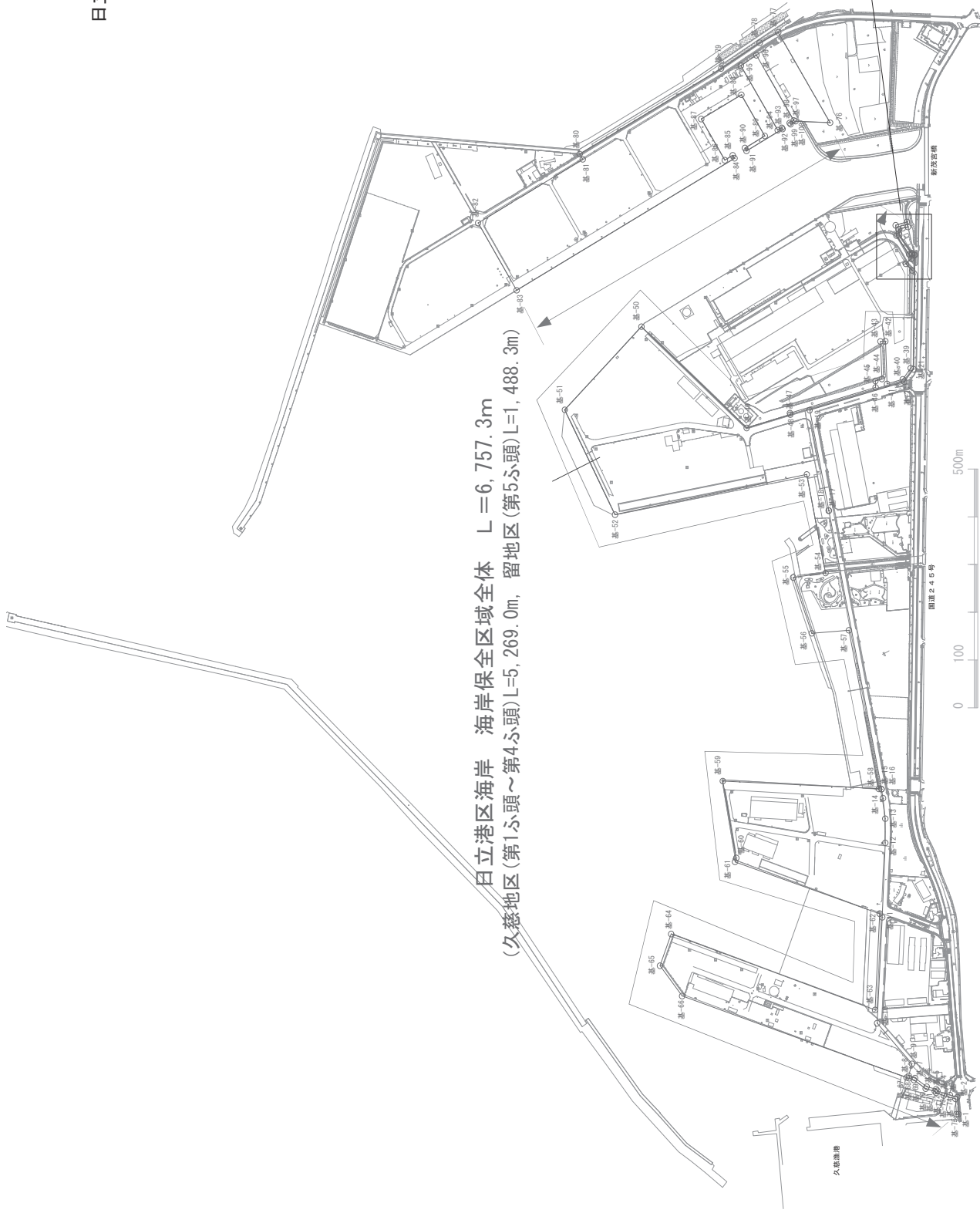
2 関係図書の閲覧場所

茨城県土木部河川課及び茨城県高萩工事事務所

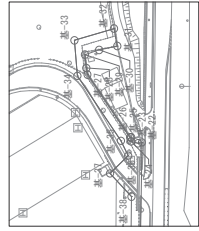
日立港海岸保全区域図



S=1/8,000

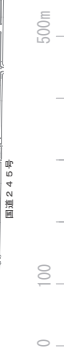


日立港区海岸 海岸保全区域全体 L=6,757.3m
(久慈地区(第1ふ頭~第4ふ頭)L=5,269.0m, 留地区(第5ふ頭)L=1,488.3m)



図面 2-4-5 号

久慈地区



茨城県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、常陸大宮市役所安全まちづくり推進課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
常陸大宮市	仲桧沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	東河戸	急傾斜地の崩壊	
	諏訪前	急傾斜地の崩壊	
	上町	急傾斜地の崩壊	
	仲河戸下	急傾斜地の崩壊	
	仲河戸上	急傾斜地の崩壊	
	埜	急傾斜地の崩壊	
	角合	急傾斜地の崩壊	
	元沢	急傾斜地の崩壊	
	田沢A	急傾斜地の崩壊	
	田沢B	急傾斜地の崩壊	
	上郷	急傾斜地の崩壊	
	大貝沢1	土石流	
	正平入沢	土石流	
	大貝沢	土石流	
	大貝沢2	土石流	
	野沢川1	土石流	
	野沢川2	土石流	
	道場沢1	土石流	
	道場沢2	土石流	
	上野沢	土石流	
	表郷沢1	土石流	
	山口沢	土石流	
	表郷沢2	土石流	
	元沢沢1	土石流	
	元沢沢2	土石流	
	元沢沢3	土石流	
元沢沢4	土石流		
元沢沢5	土石流		
元沢沢6	土石流		
下郷沢2	土石流		

仲桧沢沢 1	土石流
仲桧沢沢 2	土石流
仲の平沢	土石流
小田野口沢	土石流
細草沢 1	土石流
細草沢 2	土石流
下郷沢 3	土石流
下郷沢 4	土石流
下郷沢 5	土石流
下郷沢 6	土石流
鷺子沢 1	土石流
鷺子沢 2	土石流
鷺子宿沢 3	土石流
花輪沢 2	土石流
花輪沢 3	土石流
鳥居土沢 1	土石流
鳥居土沢 2	土石流
鳥居土沢 3	土石流
鳥居土沢 4	土石流
鳥居土沢 5	土石流
鳥居土沢 6	土石流
田沢沢 1	土石流
田沢沢 2	土石流
花輪沢 4	土石流
仲島沢	土石流
春丸沢	土石流
鷺子沢 3	土石流
鷺子沢 4	土石流
鷺子沢	土石流
鷺子下郷沢 1	土石流
鷺子下郷沢 2	土石流
鷺子下郷沢 3	土石流
下郷沢 7	土石流
下郷沢 8	土石流
中郷沢 1	土石流
中郷沢 2	土石流
仲郷沢	土石流
中郷沢 3	土石流
中郷沢 4	土石流
上郷沢 1	土石流

上郷沢 2	土石流
上郷沢 3	土石流
上郷沢 4	土石流
上郷沢 5	土石流
上郷沢 6	土石流
上郷沢 7	土石流
中郷沢 5	土石流
中郷沢 6	土石流
中郷沢 7	土石流
中郷沢 8	土石流
下郷沢 9	土石流
源田沢	土石流
下郷沢10	土石流
高部沢	土石流
入桧沢下沢 1	土石流
入桧沢下沢 2	土石流
入桧沢下沢 3	土石流
入桧沢下沢 4	土石流
礎上沢	土石流
礎上沢 1	土石流
入桧沢上沢 1	土石流
入桧沢上沢 2	土石流
入桧沢上沢 3	土石流
入桧沢上沢 4	土石流
入桧沢上沢 5	土石流
入桧沢上沢 6	土石流
入桧沢上沢 7	土石流
入桧沢上沢 8	土石流
仲河戸下沢 1	土石流
下仲河戸沢	土石流
仲河戸下沢 2	土石流
仲河戸上沢 1	土石流
仲河戸上沢 2	土石流
仲河戸沢 1	土石流
仲河戸沢 2	土石流
仲河戸沢 3	土石流
仲河戸沢 4	土石流
仲河戸上沢 3	土石流
入桧沢下沢 1	土石流
入桧沢下沢 2	土石流

東河戸下沢 1	土石流
東河戸上沢 1	土石流
東河戸上沢 2	土石流
東河戸上沢 3	土石流
東河戸上沢 4	土石流
東河戸上沢 5	土石流
東河戸下沢 2	土石流
東河戸下沢 3	土石流
東河戸下沢 4	土石流
東河戸下沢 5	土石流
諏訪前沢 1	土石流
諏訪前沢 2	土石流
高部宿沢 1	土石流
三ッ木沢	土石流
台之沢沢	土石流
古内沢 1	土石流
古内沢 2	土石流
古内沢 3	土石流
古内沢 4	土石流
古内沢 5	土石流
七内沢 1	土石流
七内沢 2	土石流
七内沢 3	土石流
七内沢 4	土石流
犬塚沢	土石流
熊久保沢 1	土石流
熊久保沢 2	土石流
熊久保沢 3	土石流
熊久保沢 4	土石流
上郷二沢 1	土石流
鍛冶屋入沢	土石流
上郷二沢 3	土石流
上郷二沢 4	土石流
上郷二沢 5	土石流
上郷二沢 6	土石流
上郷二沢 7	土石流
上郷二沢 8	土石流
熊久保沢 5	土石流
熊久保沢 6	土石流
熊久保沢 7	土石流

竹之内沢 1	土石流
竹之内沢 2	土石流
宿沢 3	土石流
谷津沢 1	土石流
下郷沢11	土石流
下郷沢12	土石流
白打	地滑り
西河戸	地滑り
トカリ沢	地滑り
小田野	地滑り
梅ヶ草	地滑り
山口	地滑り
入檜沢下	地滑り

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
常陸大宮市	仲桧沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	東河戸	急傾斜地の崩壊	
	諏訪前	急傾斜地の崩壊	
	上町	急傾斜地の崩壊	
	仲河戸下	急傾斜地の崩壊	
	仲河戸上	急傾斜地の崩壊	
	塙	急傾斜地の崩壊	
	角合	急傾斜地の崩壊	
	元沢	急傾斜地の崩壊	
	田沢A	急傾斜地の崩壊	
	田沢B	急傾斜地の崩壊	
	上郷	急傾斜地の崩壊	
	大貝沢 1	土石流	
	正平入沢	土石流	
	大貝沢	土石流	
	大貝沢 2	土石流	
	野沢川 2	土石流	
	道場沢 1	土石流	
	道場沢 2	土石流	
	上野沢	土石流	
	表郷沢 1	土石流	
	山口沢	土石流	
	表郷沢 2	土石流	
元沢沢 1	土石流		

元沢沢 2	土石流
元沢沢 3	土石流
元沢沢 4	土石流
元沢沢 6	土石流
下郷沢 2	土石流
仲桧沢沢 1	土石流
仲桧沢沢 2	土石流
仲の平沢	土石流
小田野口沢	土石流
細草沢 1	土石流
細草沢 2	土石流
下郷沢 3	土石流
下郷沢 4	土石流
下郷沢 6	土石流
鷺子沢 2	土石流
鷺子宿沢 3	土石流
花輪沢 2	土石流
花輪沢 3	土石流
鳥居土沢 1	土石流
鳥居土沢 2	土石流
鳥居土沢 3	土石流
鳥居土沢 4	土石流
鳥居土沢 5	土石流
鳥居土沢 6	土石流
田沢沢 1	土石流
花輪沢 4	土石流
仲島沢	土石流
鷺子沢 3	土石流
鷺子沢 4	土石流
鷺子沢	土石流
鷺子下郷沢 1	土石流
鷺子下郷沢 2	土石流
鷺子下郷沢 3	土石流
下郷沢 7	土石流
中郷沢 1	土石流
中郷沢 2	土石流
仲郷沢	土石流
中郷沢 3	土石流
中郷沢 4	土石流
上郷沢 1	土石流

上郷沢 2	土石流
上郷沢 4	土石流
上郷沢 5	土石流
上郷沢 6	土石流
上郷沢 7	土石流
中郷沢 5	土石流
中郷沢 6	土石流
中郷沢 7	土石流
下郷沢 9	土石流
源田沢	土石流
下郷沢10	土石流
高部沢	土石流
入桧沢下沢 1	土石流
入桧沢下沢 2	土石流
入桧沢下沢 3	土石流
入桧沢下沢 4	土石流
礎上沢	土石流
礎上沢 1	土石流
入桧沢上沢 1	土石流
入桧沢上沢 2	土石流
入桧沢上沢 3	土石流
入桧沢上沢 4	土石流
入桧沢上沢 6	土石流
入桧沢上沢 7	土石流
入桧沢上沢 8	土石流
仲河戸下沢 2	土石流
仲河戸上沢 1	土石流
仲河戸沢 1	土石流
仲河戸沢 2	土石流
仲河戸沢 3	土石流
仲河戸上沢 3	土石流
入桧沢下沢 1	土石流
入桧沢下沢 2	土石流
東河戸下沢 1	土石流
東河戸上沢 1	土石流
東河戸上沢 2	土石流
東河戸上沢 3	土石流
東河戸上沢 4	土石流
東河戸上沢 5	土石流
東河戸下沢 2	土石流

東河戸下沢 3	土石流
東河戸下沢 5	土石流
諏訪前沢 1	土石流
諏訪前沢 2	土石流
高部宿沢 1	土石流
台之沢沢	土石流
古内沢 1	土石流
古内沢 2	土石流
古内沢 3	土石流
古内沢 4	土石流
古内沢 5	土石流
七内沢 1	土石流
七内沢 2	土石流
七内沢 3	土石流
七内沢 4	土石流
熊久保沢 1	土石流
熊久保沢 2	土石流
熊久保沢 3	土石流
熊久保沢 4	土石流
上郷二沢 1	土石流
上郷二沢 3	土石流
上郷二沢 4	土石流
上郷二沢 5	土石流
上郷二沢 6	土石流
上郷二沢 7	土石流
上郷二沢 8	土石流
熊久保沢 5	土石流
熊久保沢 6	土石流
熊久保沢 7	土石流
竹之内沢 1	土石流
竹之内沢 2	土石流
谷津沢 1	土石流
下郷沢11	土石流
下郷沢12	土石流

茨城県告示第354号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づく、取手市姥島土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市姥島土地区画整理組合
 事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 3 月 19 日
 至 平成 29 年 3 月 31 日
 施 行 地 区 取手市藤代字箕輪の一部の区域
 取手市小浮気字本田の一部の区域
 事 務 所 の 所 在 地 取手市藤代 856 番地 1
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年 3 月 19 日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 3 月 19 日
 至 平成 31 年 3 月 31 日

3 変更認可の年月日 平成 28 年 3 月 24 日

茨城県告示第 355 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第 63 条第 2 項で準用する同法第 62 条第 1 項の規定により告示する。

平成 28 年 3 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

坂東市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 24 年茨城県告示第 174 号
 岩井・境都市計画道路事業
 3・4・25 号 三本松・中西線

3 事業施行期間

平成 24 年 2 月 16 日から
 平成 31 年 3 月 31 日まで

4 事業地

収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

茨城県告示第 356 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 28 年 3 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

ひたちなか市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業

ひたちなか市単独公共下水道

3 事業施行期間 昭和46年1月12日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和46年茨城県告示第60号, 昭和50年茨城県告示第318号, 昭和55年茨城県告示第496号, 昭和61年茨城県告示第503号, 昭和63年茨城県告示第445号, 平成3年茨城県告示第419号, 平成7年茨城県告示第168号, 平成9年茨城県告示第859号, 平成14年茨城県告示第865号, 平成15年の茨城県告示第494号, 及び平成25年茨城県告示第151号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

ひたちなか市はしかべ1丁目の一部, 大字東石川字はしかべの全部, 大字東石川字六ツ野の一部, 大字中根字六ツ野の一部, 大字市毛字原坪の一部, 大字市毛字ムナセ堀の一部, 大字市毛字下坪の一部, 大字堀口字中原の一部, 大字田彦字松原の全部, 大字田彦字水吸の全部, 大字田彦字西原の一部, 大字田彦字雷土の一部, 大字田彦字二本松の一部, 大字東石川字調内の一部, 大字東石川字志ら遍内の一部, 大平4丁目の一部の区域

茨城県告示第357号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

筑西市

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画下水道事業

筑西市公共下水道

3 事業施行期間 昭和49年6月17日から

平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
筑西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業
筑西市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年1月6日から
平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

~~~~~

**茨城県告示第359号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
取手地方広域下水道組合
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
取手都市計画下水道事業及びつくばみらい都市計画下水道事業  
取手・つくばみらい公共下水道
  - 3 事業施行期間 昭和56年3月12日から  
平成32年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分  
昭和56年茨城県告示第348号、昭和60年茨城県告示第1443号、平成5年茨城県告示第842号、平成7年茨城県告示第376号、平成11年茨城県告示第406号、平成13年茨城県告示第226号及び平成26年茨城県告示第283号の事業地に取手市小文間字利根耕地の一部の区域を拡大する。
    - (2) 使用の部分  
変更なし
- ~~~~~

**茨城県告示第360号**

水戸市開江町1351 外岡勲ほか55名から平成27年12月11日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型・農業用用水）長田地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により平成28年3月14日付けで認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年3月24日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

**茨城県告示第361号**

平成25年9月18日付け央農土指令第14号をもって認可のあった、千波湖土地改良区が行う東大場南部地区土地改良事業（農業用排水）については、平成28年2月29日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年3月24日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

（ 教 育 委 員 会 ）

**茨城県教育委員会告示第5号**

茨城県立歴史館資料取扱要項（昭和56年茨城県教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月24日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

第4条見出し及び同条第1項中「閲覧許可証」を「閲覧室利用カード」に改め、同条第2項中「閲覧許可証」を「閲覧室利用カード」に、「1年」を「2年」に改める。

第5条中「閲覧許可証」を「閲覧室利用カード」に改める。

第6条を次のように改める。

（閲覧の数量）

第6条 同時に閲覧できる資料は、1人10点以内とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 4 条)

## 閲覧室利用カード交付申請書

年 月 日

茨城県立歴史館

管理者

殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

職 業

下記のとおり文書等を閲覧したいので、閲覧室利用カードの交付をお願いします。

記

目 的 (調査事項, 又は研究主題等を記入してください。)

様式第 2 号 (第 4 条)

(表面)

## 閲覧室利用カード

利用者番号

氏 名

自 年 月 日

有効期間

至 年 月 日

茨城県水戸市緑町 2-1-15

電話 029(225)4425

茨城県立歴史館

(裏面)

- 1 入室の際は、この利用カードを提出してください。なお、筆記用具等必要品以外は持ち込まないでください。
- 2 この利用カードは、本人以外は使用できません。
- 3 氏名・住所等に変更があったり、利用カードを紛失したときは、閲覧室までお知らせください。

開室時間 9:30~17:00

(12:00~13:00 は資料の出納ができません)

## 付 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第4条第1項の規定により交付されている閲覧許可証は、当該許可の期間が終了するまでの間、改正後の第4条第1項の規定により交付された閲覧室利用カードとみなす。

---

公 告

---

## ●農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第4項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |                  | 賃借権の設定等を受ける土地           |
|--------------|------------------|-------------------------|
| 氏名又は名称       | 住所               |                         |
| 栢内 孝允        | 水戸市平戸町512番地      | 水戸市平戸町字荒地527番1          |
| 飛田 力也        | 水戸市青柳町531番地      | 水戸市青柳町字高田4322番2         |
| 岩崎 征男        | 水戸市中河内町408番地     | 水戸市青柳町字松ノ木4027番         |
| 綿引 貴明        | 水戸市飯島町1147番地     | 水戸市開江町字長田2358番 ほか11筆    |
| 木村 好美        | 水戸市島田町45番地       | 水戸市島田町字勝見田3523番 ほか12筆   |
| 吉川 勝久        | 水戸市塩崎町34番地3      | 水戸市塩崎町字樋下3445番 ほか3筆     |
| 上神谷 英典       | 北茨城市磯原町豊田1026番地1 | 北茨城市中郷町上桜井字道ノ下2263番     |
| 大友 忠正        | 北茨城市関本町福田1772番地  | 北茨城市関本町関本中字七羽3432番 ほか1筆 |
| 橋本 賢司        | 潮来市潮来747番地       | 潮来市大洲字大洲1364番2 ほか2筆     |
| 先崎 洋一        | 那珂市静1222番地       | 那珂市静字溜下2157番 ほか2筆       |
| 金子 幸一        | 那珂市静623番地        | 那珂市静字青木前625番            |
| 金子 光男        | 那珂市静613番地        | 那珂市静字上坪611番1            |
| 木内 義延        | 稲敷市押砂237番地       | 稲敷市押砂字中野1868番 ほか17筆     |
| 飯島 栄一        | 稲敷市押砂121番地       | 稲敷市押砂字上野2071番1 ほか13筆    |



|       |               |                      |
|-------|---------------|----------------------|
| 岡野 繁男 | 稲敷市六角398番地    | 稲敷市六角字壺番割423番 ほか5筆   |
| 小沼 宏行 | 小美玉市竹原中郷422番地 | 小美玉市竹原字町田2406番1 ほか3筆 |

2 認可年月日  
平成28年3月24日

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 銚田市
- 2 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成 地図情報レベル2,500）
- 3 作業終了日 平成28年2月29日
- 4 作業地域 銚田市内全域

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字上飯沼字寺台935番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町大字小幡414番地38  
小 室 忍

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
茨城県常陸大宮市岩崎字北河原717-1 他78筆
- 2 事業主の住所及び氏名  
常陸大宮市中富町3135-6  
常陸大宮市長 三 次 真一郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
つくばみらい市西樋戸字北ノ後2013番1, 2014番1
- 2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市西櫛戸1109番地

豊 島 和 泉

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字平塚字松山2026番3, 2027番4

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字平塚2010番地1

坂 入 勝 則

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸字立谷2830番1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町2144番地

柴 崎 有 信

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成27年9月10日以降無効とする。

平成28年3月24日

茨城県筑西県税事務所長 佐 藤 賢 一

| 用途 | 種類      | 記号及び番号          | 枚数 | 有効期間                         | 販売業者の所在地及び名称                         |
|----|---------|-----------------|----|------------------------------|--------------------------------------|
| 農業 | 200リットル | H702344～H702349 | 6  | 平成27年4月1日<br>～<br>平成28年3月31日 | 下妻市本宗道170<br>常総ひかり農業協同組合<br>北部配送センター |

●入札公告

保留地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成28年3月24日

研究学園都市計画事業

島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業

施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 売払物件（土地）

| 土地の所在及び地番                            | 種別 | 地目 | 面積        |
|--------------------------------------|----|----|-----------|
| 島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行地区内C22街<br>区⑦画地 | 土地 | 宅地 | 4,952.04㎡ |

\*対象物件は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第96条第2項に規定する「保留地」である。

\*用途地域は、準工業地域（建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント）である。

## 2 予定価格（最低売却価格）

486,290,000円

## 3 土地の用途

商業・業務施設の敷地の用途に供すること。

## 4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加する者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 商業・業務施設（以下「施設」という。）の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定のある者であること。

イ 土地の引渡しの日から3年以内に、「鳥名・福田坪地区商業・業務施設用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「Ⅳ 設計指針」及び各種法令等に適合した施設を建設し、及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を開始させることができる者であること。

また、それらの営業が継続するものであること。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び研究学園都市計画事業鳥名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成16年茨城県規則第81号）第10条に規定する一般競争入札に参加することができない者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めるなどしているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 茨城県の県税を滞納していないこと。

ク 保留地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、全ての構成員が(1)の要件を備えていること。

## 5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば地域振興課

茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市鳥名2335番地（ウィンズヒル2階）

## (2) 入札説明書の配布期間

平成28年3月24日(木)から4月7日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(4月7日は午後4時まで)。

## (3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を次のとおり提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成28年4月6日(水)及び7日(木)

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地(ウインズヒル2階)

## 6 入札の日時及び場所

| 日 時           | 場 所              |
|---------------|------------------|
| 平成28年4月14日(木) | 水戸市笠原町978番6      |
| 午前10時         | 茨城県庁舎 行政棟1階 入札室1 |

## 7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

## 9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

## 10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに保留地売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は茨城県に帰属する。

## 11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、茨城県が示す契約条項により茨城県と保留地売買契約を締結するとともに、売買代金を茨城県が発行する納入通知書により一括して茨城県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~  
(病 院 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成28年3月24日

茨城県立中央病院長 吉 川 裕 之

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する借入物品の名称及び数量

線量等計測機器類 1 式

(2) 借入物品の特質等

賃貸物件の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 借入期間

平成29年3月1日から平成34年2月28日まで。ただし、平成28年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(4) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿において「リース・レンタル」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課 会計指導室 調度担当

電話：029-301-4875(直通)

(4) 本公告及び入札説明書に示す借入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 事務局経理課 担当 千葉

電話：0296-77-1121 内線：2021

(2) 入札説明書の閲覧期間等

平成28年3月24日（木）から平成28年4月18日（月）までの期間、茨城県立中央病院ホームページにおいて公告。

(3) 入札書の受領期限

平成28年5月11日（水） 午前10時30分

(郵送による入札の場合は、書留郵便により、平成28年5月10日(火)午後5時までに3(1)に示す場所に必着のこと。)

(4) 開札の日時及び場所

平成28年5月11日(水) 午前10時30分
〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地
茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び応札仕様書に2(4)から(5)までに係る証明書を添付して、3(1)に示す場所に平成28年4月19日(火)午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県病院局会計規程(茨城県病院事業管理規程第21号)第117条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程第115条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be lease;

Dosimetry Solutions for Radiation Therapy, and et.al, 1set

(2) Lease period;

From 1 March 2017 through 28 February 2022

(3) Lease place;

Ibaraki Prefectural Central Hospital 6528 Koibuchi, Kasama-city, Ibaraki-ken.
309-1793 Japan

(4) Time-limit for tender;

17:00, 10 May 2016 in case of mail

10:30, 11 May 2016 in case of by hand

(5) Contact point for the notice;

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Central Hospital.
6528 Koibuchi, Kasama-city, Ibaraki-ken, 309-1793 Japan.

Phone:0296-77-1121 ex 2021

規 程

(企 業 局)

茨城県企業管理規程第 1 号

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月24日

茨城県公営企業管理者

企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程

茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第23条の表中「繰越明許費」を「建設改良繰越」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

（分納金の調定）

第25条の2 分割して納付させる処分又は特約がなされている場合において調定しようとするときは、当該処分又は特約に基づき、納期が到来するごとに当該納期に係る金額について調定決議をしなければならない。

第28条第2項中「調定することに定められている」を「調定することとなる」に改める。

第56条中「総務課長又は出先機関の長」を「支出命令者」に改める。

第59条第1項中「総務課長又は出先機関の長」を「支出命令者」に、「経由して」を「経て」に改める。

第59条第3項中「総務課長又は出先機関の長」を「支出命令者」に改める。

第59条第4項中「総務課長又は出先機関の長」を「企業出納員又は分任出納員」に、「要求する事」を「要求すること」に改める。

第70条中「あたって」を「当たって」に改める。

第88条の次に次の1条を加える。

（契約の締結）

第88条の2 落札者又は随意契約の相手方として決定した者（以下「随意契約の相手方」という。）は、落札の決定又は随意契約の相手方としての決定（以下「随意契約の決定」という。）の通知を受けた日から起算して5日以内に契約担当者と契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認めたときは、その期間を延長することができる。

2 落札者又は随意契約の相手方が前項の期間内に契約を締結しないときは、落札の決定又は随意契約の決定はその効力を失う。

第94条中「見積る」を「見積もる」に、「入札保証契約」を「入札保証保険契約」に改める。

第98条及び第121条中「あたって」を「当たって」に改める。

様式第40号（その2）を次のように改める。

様式第 40 号 (その 2)

物 件 (品) 検 査 調 書

												管理者	次 長	課 長	補 佐	課 員																			
年度	会 計										納 期			年 月 日	年 月 日	本書のとおり検査しました 検査員職氏名印 <input type="text"/>																			
件 名												納 入 場 所					立 会 人 職 氏 名 印 <input type="text"/>																		
契 約 年 月 日												年 月 日			検 査 場 所					物 品 出 納 員 職 氏 名 印 <input type="text"/>															
供 給 人 住 所 氏 名												受 領 年 月 日					年 月 日																		
納												品												検 査											
年 月 日	品 目	規 格	品 質	単位の称	数 量	単 価	価 格	年 月 日	合 格 数 量	不 合 格 数 量	摘 要																								

様式第40号（その3）を次のように改める。

様式第40号（その3）

物 件 (品) 検 査 調 書 (単 価 契 約)

												管理者	次 長	課 長	補 佐	課 員																			
年度	会 計										年 月 日 から			検 査 員 職 氏 名																					
件 名												契 約 期 間					年 月 日 まで				立 会 人 職 氏 名														
契 約 年 月 日												年 月 日			納 入 場 所					物 品 出 納 員 職 氏 名															
供 給 人 住 所 氏 名												検 査 場 所																							
納												品												検 査											
年 月 日	品 目	単位の称	数 量	単 価	価 格	年 月 日	合 格 数 量	不 合 格 数 量	摘 要		検 査 員 印	立 会 人 印	受 領		月 日	印																			
															.																				
															.																				
															.																				
															.																				
															.																				
															.																				
															.																				
															.																				
															.																				

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)